

NPO法人ひのくにスマイルプロジェクト

理事報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、NPO法人ひのくにスマイルプロジェクト（以下「当法人」という。）の定款第18条の規定に基づき、理事報酬、理事賞与及び理事退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

- 1 理事とは、定款第4章に規定する理事をいう。
- 2 常勤の理事とは、当法人を主たる勤務先とし、週3日以上当法人の業務に従事する理事をいう。
- 3 理事報酬等とは、当法人が理事に対して支給する、理事としての業務の対価をいう。

(役員報酬等の支給)

第3条 当法人は、常勤の理事に対し、社員総会の決議により定められた総額の範囲内において、その職務内容、資格等を勘案して、報酬を支払う。

- 2 各理事の報酬については理事会決議により定める。

(役員賞与等)

第4条 当法人は、理事に対し、理事賞与及び理事退職手当を支給しない。

(公表)

第5条 この規程に定める理事報酬等の支給基準は、法令の定めにより、これを公表する。

(準用)

第6条 理事報酬等の支払方法等については、理事会の決議を経て定める。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、この法人の成立の日から施行する。